

令和3年6月11日

報道関係者 各位

「精霊流し行事」について

標記の件について、精霊流し行事実施協議会が実施する令和3年度の精霊流し行事については、下記の理由により前年度同様、中止といたしましたので、お知らせします。

なお、この中止は、精霊流し実施協議会が主体となって実施しないとしているものであって、初盆をお迎えになるご家族様や、町内会・自治会等の行動を制限するものではありません。

各個人や町内会・自治会等のご判断により精霊船等を作製される場合は、道路使用許可申請やごみの処分等について、各個人や町内会・自治会等において対応することとなります。

記

1 中止の理由

- (1) 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針及び新しい生活様式に示される「三つの密」を避ける及び対人距離を確保することが困難であると見込まれること。
- (2) お盆の帰省により、県内外を問わず人の移動が多いと見込まれること。
- (3) 実施することによる見物客等の規制等が困難であること。

2 添付資料

町内会・自治会の班回覧に回付した資料

3 各地域における精霊船の隻数等

2m以上の精霊船については、各個人や町内会・自治会等から道路使用許可申請書が島原警察署に提出されますので、8月上旬には地域ごとに精霊船の隻数の把握が出来ると思います（判明しましたら、別途情報提供する予定）。

4 その他

同協議会において、お盆時期に、精霊船の展示を市役所本庁舎で行う予定です。

有明海にひらく湧水あふれる 火山と歴史の田園都市 島原



担当：島原市 しまばら観光課 観光・ジオパーク班
担当 北岡
電話：0957-62-8019（直通）
E-mail：kanko@city.shimabara.lg.jp



島原守護神 しまばらん

令和3年6月11日

町内会長様
自治会長様

精霊流し行事実施協議会

令和3年度 精霊流し行事について

本年度の精霊流し行事の実施につきましては、本協議会として新型コロナウイルス感染症の影響を受け、慎重に検討を重ねてまいりましたが、新型コロナウイルス感染症防止の3密回避への対応が完全に出来る状態にないため、**前年度同様、精霊流し行事実施協議会による精霊流し行事は中止**といたしましたので、お知らせいたします。

なお、この決定事項が初盆をお迎えになられますご家族様や、町内会・自治会の皆様方の行動を制限するものではございません。

各個人や町内会・自治会等のご判断により精霊船等を作製される場合は、新型コロナウイルス感染症防止策を講じた上で、また、道路通行許可申請や精霊船の処分等につきましても、各個人や町内会・自治会等で対応していただきますよう、よろしくお願いします。

記

（個人や町内会・自治会等で精霊船を作製される場合）

- 1 新型コロナウイルス感染症防止のため、次のことについて、対応をお願いします。

◎可能な限り、マスクの着用

◎出来るだけ、担ぎ手が最小人数になるような対策

◎人と人との距離を十分に取り、参拝後は速やかに撤収

◎会場や沿道での見物はお控えください。

◎帰宅後は、手指の消毒

- 2 道路使用許可申請の手続きについて

◎申請書は、

『島原警察署 交通課』で直接お受け取りになれるか、
次から

<https://www.police.pref.nagasaki.jp/police/shinsei/kotsubu/dourosiyoukyoka/>
ダウンロードして下さい。

※ 全長2m未満の精霊船については、道路使用許可申請は必要ありません。

◎申請書の受付期間：**7月1日(木)～31日(土)（土日祝日除く）**

◎申請書の提出先：**島原警察署 交通課**

◎申請書の部数：**2部**

◎**当日は、国道等の通行止めは行いません**ので、道路交通法等に従い危険のないようにお願いします。

◎車を利用して精霊船を作製される場合は、車の幅や長さ、高さを超えると制限がありますので、事前に**島原警察署 交通課**にお尋ねください。

◎道路使用許可申請等に関するお問い合わせ先 **島原警察署 交通課(64-0110)**

3 精霊船等の処分について

① 個人や町内会・自治会で解体処分される場合

◎**金具等の不燃物を取り除いてください。**

◎**発火性、引火性のあるものを取り除いてください。**

◎次の寸法内で搬入してください。

【長さ:2m×幅:1m×高さ:60cm以下】【木材の最大厚15cm以下】

◎搬入されたゴミは破砕機で処理します。プラットホームでは、**検査誘導員の指示**に従ってください。

◎**針金を使用した提灯は、縦3等分に切断したものを**搬入してください。

◎ゴミ処理手数料

50kgまで190円、50kgを超えた分は10kgごとに38円加算

(別途消費税がかかります。)

◎処分のお問い合わせ先 **東部リレーセンター(前浜町 62-0500)**

② 業者に処分を依頼される場合

◎各個人や町内会・自治会等で、**お知り合いの業者に早めに直接依頼**してください。

※ **精霊船の大きさや、お盆での対応が出来ない業者もあります。**

※ **精霊船の回収場所についても、打ち合わせをお願いします。**

◎お問い合わせ先 **しまばら観光課(63-1111)**

③ 諸注意（共通事項）

◎個人や町内会・自治会で処分又は、業者に処分を依頼された場合であっても、
その日の内に精霊船等はお持ち帰り下さい。

◎**精霊船の野外焼却は、禁止**されています。

◎**精霊船やお供え物の投棄は、禁止**されています。

◎**海難防止のため、海上係留はご遠慮ください。**

◎**有害物質(ダイオキシン)が発生すると思われる素材等(ビニール紐)は、使用しない**
ようにしてください。

4 火器等の禁止行為について

◎**道路における危険性のある花火(爆竹、やびや、乱玉等)は使用しない**でください。

◎**ガソリンスタンド、プロパンガス販売店、花火販売店、玩具販売店、塗料店、その他
可燃物を取り扱う店及びその付近又は混雑する場所での花火は使用しない**でください。

◎**アーケードや住宅密集地では、花火やロウソクについても使用しない**でください。

◎**火元取扱責任者は、参加者に周知徹底**させてください。

◎火器等のお問い合わせ先 **島原消防署(62-0119)**

5 その他

◎電線又は、電話線の断線箇所を発見した場合は、直ちに**九州電力送配電株式会社
(0120-986-942)、NTT(局番なしの 113 番)**に連絡し、係員が来るまで見張り役
を付け、通行人に危険がないようにしてください。

◎その他、必要に応じて関連施設を利用される場合や、地元消防団等の協力要請を
行う場合についても、その**管理者等と事前協議**を行ってください。

- ◎ 新型コロナウイルス感染症防止の対策をお願いします。
- ◎ 精霊船は海岸等には放置しないようにお願いします。
- ◎ 海等への不法投棄は行わないようにお願いします。
- ◎ 危険な花火は使用しないようにお願いします。
- ◎ 使用した施設及び道路等の掃除をお願いします。
- ◎ 道路交通法等の順守をお願いします。
- ◎ ゴミは各個人や町内会・自治会等又は処分業者でその日の内に、
お持ち帰り下さい。

精霊流し行事実施協議会事務局
(市役所 商工観光部 しまばら観光課 内)
TEL:63-1111